

連結決算早期化のためのシステム・ソリューション

～ 関係会社間取引自動仕訳を通して考察する相殺消去処理の早期化 ～

連結決算の早期化を目的に、グループ企業における会計システムの構築プロジェクトが増えています。多くの場合その前提として、単体各社における会計システムを共通化するためにERPパッケージの導入が検討されます。同時に、連結決算業務自体を早期化するソリューションとして、自動仕訳により関係会社間取引の相殺消去処理を簡素化するシステムが提案されることも少なくありません。単体各社の会計システム共通化のためにも、グループにおける経理処理の統一が必要ですが、2社をまたがる「関係会社間取引自動仕訳」システムの構築に当たっては、経理処理統一の可否がそのカギを握ります。また、システム化を行う場合は、2社間で認識される関係会社間取引データの整合性を保つためにさまざまな考慮が必要ですし、単体各社の置かれている状況などから制約を受けることも数多くあります。

本論文では、実際に関係会社間取引自動仕訳システムを構築した経験を基に、業務とシステム両者の観点から具体的な考慮点を紹介します。また、連結決算の早期化という観点から、関係会社間取引の相殺消去処理を改善する適切なソリューションについて考察します。



アイ・ビー・エム ビジネスコンサルティング サービス株式会社
インダストリアル事業部 コンサルティング&サービス第一
コンサルタント
Consultant
Consulting & Services #1, Industrial Sector
IBM Business Consulting Services KK

友納 淳子 Junko Tomonoh

【プロフィール】

1988年日本アイ・ビー・エム入社。社内経理系システムの開発・保守を経験した後、コンピテンシー・センターにてERPパッケージ製品に携わる。現在はアイ・ビー・エム ビジネスコンサルティング サービスに所属し、Oracle E-Business SuiteのERPコンサルタントとして、会計システム全般の構築サービスを実施中。

System solutions for speeding up consolidated settlement

Speeding up offset elimination processing studied through automatic sorting of transactions between related companies

There has been an increase recently in the number of projects involving construction of accounting systems in group companies aimed at speeding up consolidated settlements. In most cases the precondition for this is the introduction of ERP packages aimed at creating common accounting systems in each individual company. At the same time, as solutions aimed at speeding up the actual work involved in dealing with consolidated settlement, more and more systems are being developed whose aim is to simplify offset elimination processing in transactions between related companies by means of automatic sorting.

Unification of accounts processing in the group is essential in order to create a common accounting system for each individual company, but the key to building an automatic sorting system for transactions between two related companies is the question of whether or not accounts processing procedures are unified or not. In addition, when working on systemization, various matters need to be considered aimed at maintaining the consistency of data on transactions between the related companies as exists in the awareness of the two companies concerned. A large number of limitations will be incurred depending on factors such as the situation in which the individual companies are situated.

In this paper I have attempted striven to present some of the points that need to be considered from the standpoints of business and systems, based on my own practical experience in the building of automatic sorting systems for dealings between related companies. From the standpoint of speeding up the process of consolidated settlement, I also take a look at appropriate solutions for making improvements in offset elimination processing in dealings between related companies.

1. はじめに

連結決算報告書の開示に伴い、国際経理基準への対応という追い風もあって、昨今のERP(Enterprise Resource Planning: 統合基幹業務システム)パッケージの導入プロジェクトにおいては連結決算までを視野に入れ、グループ企業としての会計/経営管理システムを構築するプロジェクトが数多くあります。おおむねその目的は、連結決算を早期化し、グループでの経営管理分析に対応できるシステムを構築して競争力を高めようというものです。その前提として、単体各社の経理処理の統一やシステムの共通化が必要であり、ERPパッケージが提案されるのです。

年度末決算の早期化は、大幅な業務改革や周辺システムの改修に負うところも大きいとはいえ、リアルタイムに経理情報を反映できるERPパッケージのグループ各社への展開は、単体の月次決算早期化において効果的だと考えられます。しかし連結決算の早期化という観点では、前提となる基盤が整い、個別財務諸表の修正や組み替えという業務が軽減される程度であれば、システム・ソリューションとしては必ずしもインパクトがあるように見えません。

連結決算業務においては、各社から報告された個別財務諸表の数字を修正し、組み替えなどによって合算した後に、投資と資本の相殺消去や、関係会社間取引の相殺消去、未実現損益の消去、持分法の適用、税効果会計の適用など、連結特有の処理を行います。その中で関係会社間取引の相殺消去は、各社の報告を基に行いますが、その整合性が取れない場合は、相殺消去処理に支障を来し、連結決算早期化の大きな妨げとなります。そのため、各社の会計システムからのインターフェースにより、整合性の取れたデータが提供できれば、システム化の大きな効果が期待できます。そのため、連結決算の早期化を目的としたプロジェクトにおいては、ERPパッケージによる単体各社の会計システムの統一とともに「関係会社間取引自動仕訳」と呼ばれるシステムの構築が提案されることが少なくありません。その目的は、グループ会社間内部の取引について両社に計上すべき仕訳を自動的に起こすことで、単体各社が認識する内部取引の不一致をなくし、連結決算における消去処理業務を簡素化もしくは自動化しようというものです。自動仕訳が実現すれば、各社間で整合性の取れた取引を正確に把握でき、相殺消去という連結決算業務自体の早期化につながります。

類似機能はERPパッケージにも存在しますが、相殺消去の対象となる債権・債務モジュールと連動していないなど、実用は難しい段階にあり、アドオン開発として提案されているのが実情です。筆者は実際に「関係会社間取引自動仕訳」システムの構築を担当し、業務とシステム両者の観点から自動仕訳を起

こすためのさまざまな問題に直面し、連結決算早期化につながるための多くの考慮点を学びました。これらはグループ企業の統制力の違いにより、考慮点に程度の差はあるとしても特定のお客様やシステム要件に固有のものではありません。そこで本論文では「関係会社間取引自動仕訳」システム構築を通じて、主に月次決算の早期化という視点から、業務とシステムの両者の観点で考慮点をまとめ、関係会社間取引の相殺消去処理の軽減による連結決算早期化に向けてのシステム・ソリューションについて考察します。

2. 連結決算業務における関係会社間取引の相殺消去

ここでは関係会社間取引の相殺消去について、グループ企業内のA社からB社に商品を掛けて販売した場合を例に説明します(図1)。

A社とB社における仕訳は次のようになります。

- A社: 債権100、売り上げ100
- B社: 仕入れ100、債務100

単体企業としては外部への販売仕入れと違いがないため、おのおのの損益計算書の取引高と貸借対照表の債権債務には、この100を含んだ数字が計上されることとなります。ところが、グループ企業として見た場合、この取引はグループ企業内部で商品が移動しただけで外部に流出していないと考えられます。そのため連結決算上は、取引高と債権債務のおのおのについて100を除外、すなわち消去する必要が生じることになります。

一般に親会社に対して、各社からは詳細な取引レベルではなく、それぞれの関係会社に対し合計でどれだけの取引高・残高があるかが報告されます。先ほどの例では、A社から報告された対B社への期間中の売上高と期末の債権残高と、B社から報告された対A社への期間中の仕入れ高と期末の債務残

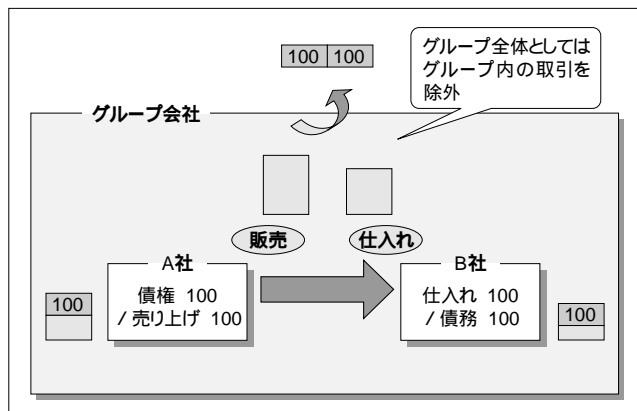


図1. 関係会社間取引の相殺消去

高がそれに該当します。仮にA社が認識している対B社への債権残高が100として、一方、B社が認識している対A社への債務残高が120として報告された場合、親会社ではこの差異20について原因を明らかにし、正当な額での相殺消去を行う必要があります。現実には数多くの取引が行われているため、こうして積み重なった差異の調査は、相殺処理業務を圧迫することになります。また、調査が当事者である単体各社主導ではなく親会社主導で行われることも、原因究明を遅らせ、連結決算早期化に影響を与えることとなります。

3. 自動仕訳システム化検討段階での考慮点

3.1. 関係会社間取引調査の重要性

「関係会社間取引自動仕訳」システムの構築は、自動仕訳による入力の省力化を実現するものですが、むしろ取引の発生した関係会社両社の仕訳データを整合性の取れたものとし、先の例のような差異を解消することに重要な意味を持っています。

整合性の取れた自動仕訳を実現するには、当然ながら同一取引に対する単体各社の認識が一致していなければなりません。すなわち、グループとしての経理処理の統一が必須です。統一に当たっては、あらかじめ新たな処理規定を作成し、トップダウンで各社に落としていく方法もありますが、現状の問題点を明らかにしないまま作成された統一基準が、単体各社にスムーズに受け入れられるとは考えにくいでしょう。そのため、既に各社から報告されている関係会社間取引額に大きな差異がある場合には、各社間で同一の取引がどのように処理されているかを知ることが重要です(図2)。この調査結果は、たとえトップダウンの方法を採用した場合、グループの経理処理統一へ向けての問題点の提示となり、統一への具体的な足掛かりとして

有効です。

筆者が実際に担当したお客様では、各社からの関係会社間取引額の報告に莫大な金額の差異が発生していました。しかし、この調査を実施することによって問題点が明らかになり、調査直後に行われたシステム化前の連結決算においても大いに役立つこととなりました。

各社間に差異をもたらす要因としては次のようなものが考えられます。

- 取引に対する認識の違い
- 仕訳処理の違い
- 概算計上方法の違い

以下に具体例を挙げていきます。

3.2. システム化以前に整理すべき経理処理

3.2.1. 取引に対する認識の違い

差異が発生する仕訳処理の例として、先に挙げた商品の売買において販売手数料が伴う場合を考えてみます(図3)。

図の例では、商品を販売したA社は売り上げを50,000で計上し、それに伴う販売手数料として20,000の支払い手数料を立てています。一方、仕入れ側のB社は、取引発生時に必ず発生する手数料相当分の20,000を仕入れ値引と認識しているため、仕入れの取引高は30,000となります。親会社に報告される

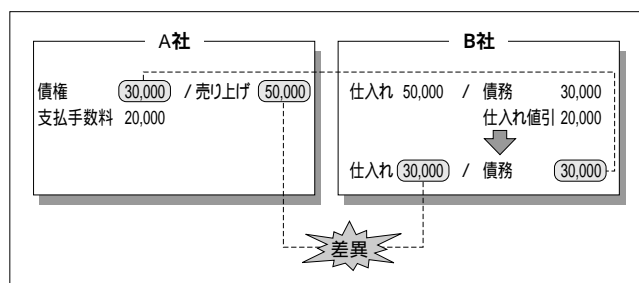


図3. 取引に対する認識の違いによる差異の例

取引仕訳	外シゴ	会社A				I/F	取引	摘要	年度計	会社B				仕訳計上単位	概算	備考	摘要
		計上元証認								取引仕訳							
		借	貸	借	貸					借方科目名	貸方科目名	借	貸				
5 債権 / 社員給与一般給与	当月月次					費用の戻り	x	5 業務協力費(一般給与)	-10,000,000	人件費		債務	当月月次				
6 債権 / 社員給与超勤手当	翌月月次					費用の戻り	x	5 業務協力費(超勤手当)	-5,000,000	人件費		債務	翌月月次			4月概算、9月概算	
7 債権 / 通勤手当	当月月次					費用の戻り	x	5 業務協力費(通勤手当)	-1,000,000	人件費		債務	当月月次				
8 債権 / 賞与支給額	当月					費用の戻り	x	5 業務協力費(賞与)	-30,000,000	人件費		債務	当月				
14 債権 / 社員給与一般給与	当月月次					費用の戻り	x	5 業務協力費(超勤手当)	-7,000,000	出向者負担金	120004-05	関係会社未払金	当月月次				
15 債権 / 社員給与超勤手当	翌月					費用の戻り	x	5 業務協力費(超勤手当)	-7,000,000	出向者負担金	120004-05	関係会社未払金	月次				
16 債権 / 通勤手当	当月月次					費用の戻り	x	5 業務協力費(通勤手当)	-3,000,000	出向者負担金	120004-05	関係会社未払金	当月月次				
18 債権 / 賞与支給額	随時					費用の戻り	x	5 業務協力費(賞与)	-40,000,000	出向者負担金	120004-05	関係会社未払金	随時				
8 債権 / 社員給与一般給与						費用の戻り	x	5 業務協力費	-100,000,000	出向社員給与	220008-01	未払い費用	月次			役員報酬もあり	出向者負担金
9 債権 / 社員給与超勤手当						費用の戻り	x	5 業務協力費	-6,000,000	通勤手当	220008-01	未払い費用	翌月確定				出向者負担金
10 債権 / 社員給与超勤手当						費用の戻り	x	5 業務協力費	-1,000,000	超勤手当	220008-01	未払い費用	月次				出向者負担金
11 債権 / 通勤手当						費用の戻り	x	5 業務協力費	-50,000,000	人件費			月次				
12 債権 / 賞与支給額						費用の戻り	x	5 業務協力費	-30,000,000	人件費	220008-01	未払い費用	当月				
42 債権 / 厚生費住宅賃借料	随時					費用の戻り	x	5 社宅使用料				未払い費用	随時				一部会社負担

図2. 関係会社間取引調査シート(サンプル)

際には、A社のB社への売り上げは50,000であるのに対し、B社のA社に対する仕入れは30,000となり、両社に20,000の差異が生じてしまいます。この例では、両社とも不正な処理を行っているわけではありませんが、同一取引に対する認識が異なっているということなのです。統一するには、A社で値引相当を認識させるなどの対応が考えられますが、取引高の変更につながるため、単体各社の経理処理の継続性の観点からも十分な調整が必要となります。

3.2.2. 仕訳処理の違い

先の例のように取引に対する認識の違いがなくても、仕訳処理によって差異が発生してしまう可能性もあります(図4)。

例えば施設の賃借取引において、前受け/前払い計上された賃借料について、貸主であるA社は月次で振り替えを行って収益を計上しているのに対し、借主であるB社が年に一度だけ一括費用計上している場合は、B社の費用に相当する分の差異が生じ月次連結では差異となります。また、単純な2社間取引ではなく、3社間の取引において差異が生じる場合もあります。A社が中間会社Xを介して、立て替え払いを行ったB社の費用を回収する例において、中間会社Xが立て替え金という勘定で処理していた場合、X社は当該取引を相殺消去対象としません。一方、A社とB社にとってはX社に対する相殺消去対象取引であるため、おのおの片側のみが報告されることとなり、両社間の差異となってしまいます。

このほかにも、差異を生む仕訳処理はさまざまであり、個別の取引について明確な経理処理規定を定める必要があります。

3.2.3. 概算計上方法の違い

月次連結を実施する場合は、概算で計上される関係会社間取引も差異を生む原因となり得ます。サービス使用料などに見られる概算金額の算出は、サービスの提供側と受け側でおのおの独自に行われることがあります。その場合、算出方法が違えば、同一取引であっても計上される金額そのものに差異が生じるのです。また、概算算出方法が同じであっても、起算日が違えばやはり差異となります。月次連結に求められる精度

にもよりますが、概算計上方法についてもグループで統一した基準を定めることが必要ですし、やはり個々の取引ごとの詳細な検討が望まれます。

上記のような業務上の課題の有無は「関係会社間取引自動仕訳」システム化を決定する段階で、ある程度明確にしておくべきです。整理すべき課題がある場合には、システム構築と並行してグループとして経理処理規定を統一し、各社に徹底されなければ、システムは形骸化したものとなってしまいます。

4. 自動仕訳生成機能についての考慮点

関係会社間取引で個々の取引について経理処理規定を明確にしていく行為は、システム的には自動仕訳生成のための対照勘定テーブル、すなわち自動仕訳パターンを洗い出すことになり、要件整理につながります。その一方で、自動仕訳パターンについては、入力^{けいがい}の省力化やパターンの融通性など、機能的な観点からも検討する必要があります。

4.1. 完成度の高い自動仕訳パターン

自動仕訳生成機能において、仕訳生成だけでなく計上までを自動で行う場合は、トリガーとなる発生元会社の入力データのみで、相手先会社の完全な計上データが生成されなければなりません。発生元での仕訳入力時に相手先である他社の計上に必要なデータがすべて入力されるとは考えにくいので、自動仕訳パターンには、計上データとして完成度の高い内容が登録される必要があります。

一方、親会社以外の関係会社では、別会社の経理情報を扱うことは難しいため、自動仕訳パターン・テーブルの保守は親会社で実施すると考えるのが自然でしょう。完成度の高い自動仕訳パターンが設定できれば、システムは単体各社における入力の省力化にも大きく貢献します。しかし、親会社によるパターン・テーブルの保守という観点からはメリットばかりではありません。

計上データに必要な入力項目が勘定科目だけであれば、自動仕訳パターンの登録後に頻繁に変更が入る可能性は少ない

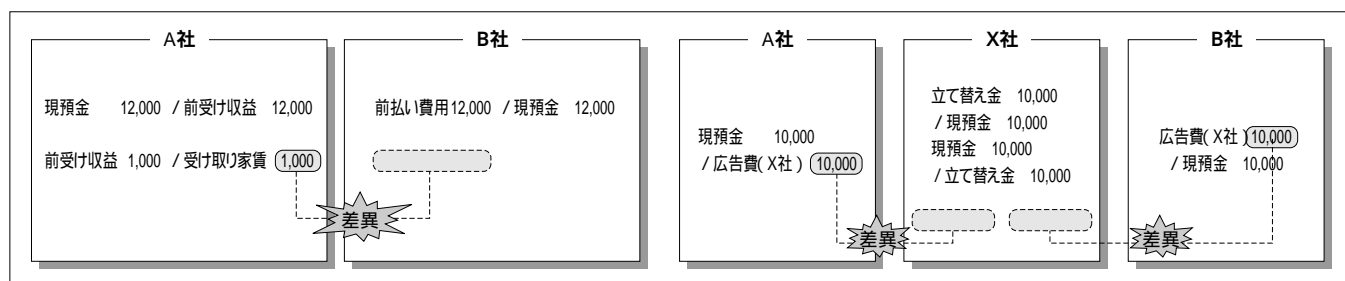


図4. 仕訳処理の違いによる差異の例

ため保守も容易だと考えられます。しかし、組織コードや単体会社の管理セグメントなど、頻繁な変更が予想されるデータ項目や、単体会社独自の体系となっているデータ項目が必要となった場合、親会社であってもそれを保守するのはかなり困難です。また、同一取引の同一の仕訳パターンであるにもかかわらず、処理する組織が違うような場合には、発生し得る組織の組み合わせの数だけパターンを登録しなければならないという弊害も出てくるでしょう。こうした保守作業は今まで存在しなかった業務であり、親会社の負担をかえって増やしてしまう可能性もあります。

4.2. 融通性を持たせた自動仕訳パターン

そのため、必須項目を勘定科目に限定して付加的な情報については、各社で入力時に設定させることとし、自動仕訳パターンに融通性を持たせるという考え方も可能です。この場合、自動生成された仕訳に手を加えることが前提となるため、計上までの自動化は難しくなりますが、テーブルの保守作業に上記のような問題があるときには現実的な運用ができます。

ただし、このように自動生成データに手を加える場合は、金額や勘定科目などが不当に修正されることなく、両社の整合性が保証されることが必要です。一方の会社のみで変更・削除できる仕組みであってはなりませんし、仮に変更・削除を許すときも、必ず両社に反映できる仕組みでなければなりません。

従って、バッチ処理で仕訳を自動生成する場合も、自動仕訳されたデータをEPRパッケージなど単体各社の会計システムの既存機能で修正することは好ましくありません。なぜなら片側1社のみで金額の変更が可能になってしまうからです。自動仕訳の修正を許し、かつデータの整合性を保つ仕組みとするには、両社の整合性をチェックできる独自の画面や機能が必要になると考えます。ERPパッケージなどの入力画面に、このような機能を追加することが難しいのであれば「関係会社間取引自動仕訳」を一つの上流システムと位置付け、このような機能を実装することが考えられます。その場合、会計システムへインターフェースされた後は、データに手が加えられることなく計上される仕組みであるべきで、運用の検討も必要です。

5. 同時計上業務フローについての考慮点

関係会社間取引データの整合性を保つには、自動仕訳データの金額や勘定科目を単に一致させるだけではなく、両社の同時計上を実現していかなければなりません。ある会計期間における計上済みの取引に差があれば、その期間については

やはり金額に差異が生じてしまうからです。

同時計上の業務フローは2社にまたがるものであり、各社の利害関係も絡むため、検討に当たっては下記の3点を押さえる必要があります。

- 自動仕訳生成のトリガーとなる発生元
- 自動仕訳の計上タイミング
- 自動仕訳に対する各社の承認行為

5.1. 自動仕訳生成のトリガーとなる発生元

自動仕訳を生成するためには、当然ながら、何をトリガーとして自動仕訳するのかを決定する必要があります。関係会社間取引においては、どちらの会社を発生元とするかという点が重要となります。既に2社間で自動仕訳対象となる取引が合意され、一方の定期的な入力作業が負荷となっている場合には、発生元の決定は容易かもしれませんが、業務整理とシステム構築が同時に進行するような場合には、その取引の特性を考慮し、何をもち取引の発生元とするかという点を明確にしていかなければなりません。

一般には債権側を優先して、そちらを発生元とすることが多いでしょうが、債務側からの支払いが行われて初めて当該金額が認識され債権側で計上するというように、必ずしも債権優先とできない取引もあります。この点についても、先の仕訳処理の方法とともに、個別取引ごとの経理処理規定を整理していく必要があります。

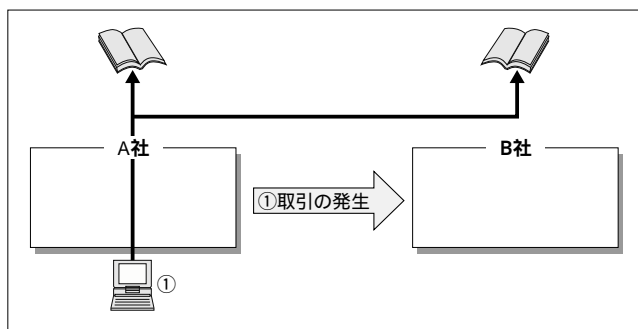


図5. 発生基準イメージ

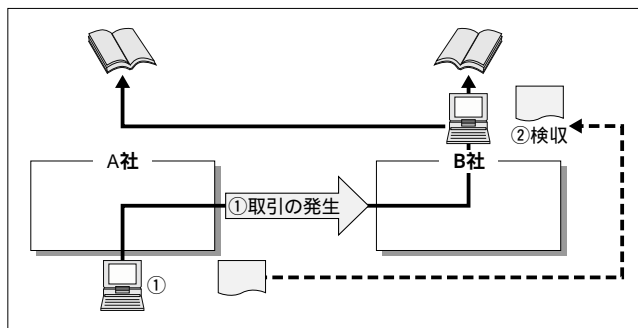


図6. 検収基準イメージ

5.2. 自動仕訳の計上タイミング

さらに自動仕訳の発生元を決定する上で問題となるのが、同時計上のタイミングです。この計上タイミングについてもグループで統一する必要があります。

例えば2社間の取引で債権・債務が発生した場合に「物を出荷した」「サービスを実施した」など、主に債権側の視点から取引が「発生」したタイミングで同時計上することを「発生基準」とします(図5)。これは債権側の会社にとっては自然ですし、債務側の会社にとっても「物を受け取った」「サービスを受けた」タイミングが同じであれば、同時計上のタイミングとして問題はないでしょう。しかし債務側の会社で「物が納品されてから」「請求書が届いてから」計上されていた場合、自社で確認が取れないうちに計上されてしまうことになります。そのため「発生基準」は、定型的な取引など、自動仕訳パターンを完全な計上データとして設定できる場合に採用可能です。

一方、「物が納品されてから」「請求書が届いてから」いわゆる取引の検収が済んだタイミングで同時計上することを「検収基準」とします(図6)。これは両社双方で該当する取引を確認できるため、同時計上のタイミングとして採用しやすいでしょう。しかし同時に、一方で既に発生済みと認識している取引が、一方の会社の確認遅延により計上できないという弊害が生じる恐れがあります。

そのため、経理処理情報把握の迅速化という観点からは「発生基準」が理想的です。ただし、どちらの基準を採用するかは、上記の観点とともに以下に述べる承認行為を併せて検討する必要があります。

5.3. 自動仕訳に対する各社の承認行為

関係会社間取引の両社同時計上をシステムで厳密に守るためには、計上までを自動化しなければならず、承認行為を省略する必要も生じます。

しかし、承認行為を見直して省略することは、自社内で通常

の取引を計上する場合でさえ容易ではありません。まして自動仕訳の場合は、他社の都合で自社の帳簿が汚されるという嫌悪感もあり、各社の抵抗は大きいと考えられます。昨今の企業合併/買収に見られるように、特に昨日まで別会社であったような場合は一層大きいものになるでしょう。親会社の統制力が強力な場合はともかく、親会社に対しても強い発言力を持つ会社であれば、自社における承認行為を必須と主張するはずですが、このような状況で承認行為を省略するのは容易ではありませんが、それ自体が業務改革につながるため、取引発生元や計上タイミングの決定と併せて承認行為の必要性の有無を検討すべきです。

5.4. 同時計上業務フローの検討

以上の検討を踏まえ、同時計上を実現する業務フローとして下記の3フローについてそれぞれ考察します。

発生元入力による両社自動仕訳、発生元承認なし、相手先承認なし、両社同時計上(図7)。

発生元入力による両社自動仕訳、発生元承認なし、相手先承認あり、両社同時計上(図8)。

発生元入力による両社自動仕訳、発生元承認あり、相手先承認あり、両社同時計上(図9)。

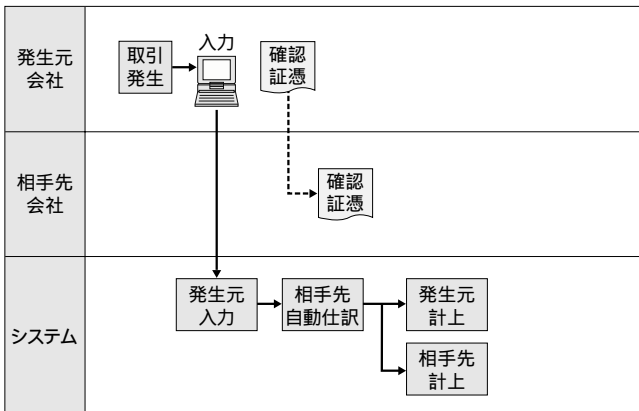


図7. 業務フロー

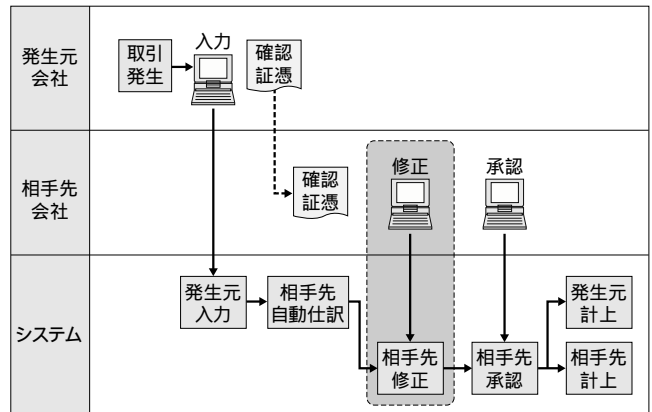


図8. 業務フロー

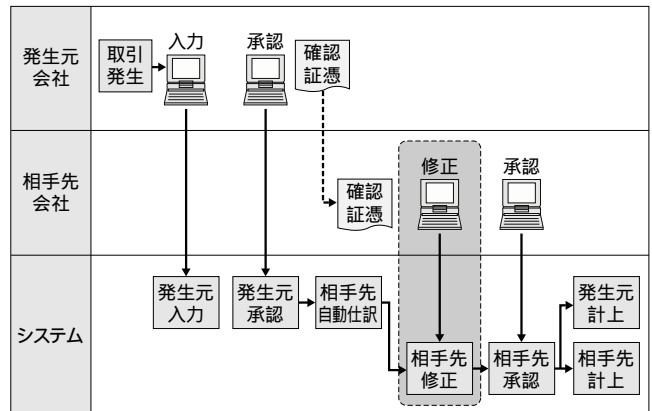


図9. 業務フロー

と は発生元の承認がないという点で同じであり、自社内の承認行為が必須となる場合には成立しないフローです。

のフローであれば「発生基準」のタイミングで両社同時の計上を実現できます。このとき仕訳パターンには、入力データとして完全な情報が設定されていなければなりません。一方、パターンに融通性を持たせ、相手先での確認を必要としたものが

になります。この二つの違いは発生元承認の有無ですが、相手先の承認が仕訳を完全にするための確認行為にすぎず、同様に承認行為が必須ではないと整理できれば

となります。一方、自社内での承認行為が必須要件と整理された場合は、必然的に の実現となります。この場合、図の伝票イメージのように「何か」を確認した上で承認することになるでしょうから、「検収基準」での計上となります。パターンの融通性と両社の承認が実現できるため確実なフローですが、計上遅延の可能性が高くなります。また、検収作業が不要な場合は、承認行為は儀式的なものにすぎないため もしくは の実現を目指すべきです。

筆者が担当したお客様でも、当初は夜間バッチ処理により、自動仕訳の生成と計上までを自動化する業務フロー の構想から始めました。しかし実際には、自動仕訳パターンに融通を持たせたこと、単体各社の独自性が高く自社内の承認行為が必須とされたことから、専用の入力機能を設けて業務フローの形態を採っています。

なお、「発生元承認あり、相手先承認なし」という業務フローも考えられますが、この場合 と同様にパターンを完全なものにする必要があります。それが難しい場合は、相手先での確認が必要になりますし、自社内承認が必須であれば相手先での承認も必要となりますので、ここからは除外しています。

いずれの場合も、各社の関係会社間取引データの整合性を保ち、連結の相殺処理業務を簡素化するために、両社同時計上を前提としています。ただし実際には、相手先の会社に「未達」の取引も存在します。同時計上のためには、相手先の仕訳をいったん仮勘定で計上し、取引が確認された時点で振り替えるなど、未達取引に対する処理を検討する必要があります。また、こうした方法

が採れないときには、月次決算であれば自動生成した仕訳を発生元の会社のみにも計上するという方法を考える必要があるかもしれません。この場合は、同時計上の考え方が崩れてしまうため、未計上として残った対の仕訳も必ず相手先に受け入れられる仕組みとし、最終的には整合性の取れる形とすべきです。

6. 自動仕訳システム化に当たっての考慮点

これまでには主に業務的な観点から「関係会社間取引自動仕訳」システムを構築するための考慮点を述べてきましたが、ここではそれ以外のシステム的な制約について考察します。

6.1. 既存のシステム計上データ

「関係会社間取引自動仕訳」システムによって新たに自動仕訳を行う際には、単体1社内において既に該当する取引の仕訳が別システムにより計上されているか否かがポイントとなります。例えば、物の売買において債権優先で相手先の債務を自動仕訳しようとしても、相手先会社には既存の購買システムがあり、関係会社間取引を含んで、既にそこから債務がシステム計上されているようなときです。この場合、当該取引を別途、自動仕訳することは格段に困難なため、対応としては下記のいずれかが考えられます。(図10)

自動仕訳の対象とし、会計システムに加えて購買システム・インターフェースを構築。

自動仕訳の対象とし、購買システムから関係会社計上デー

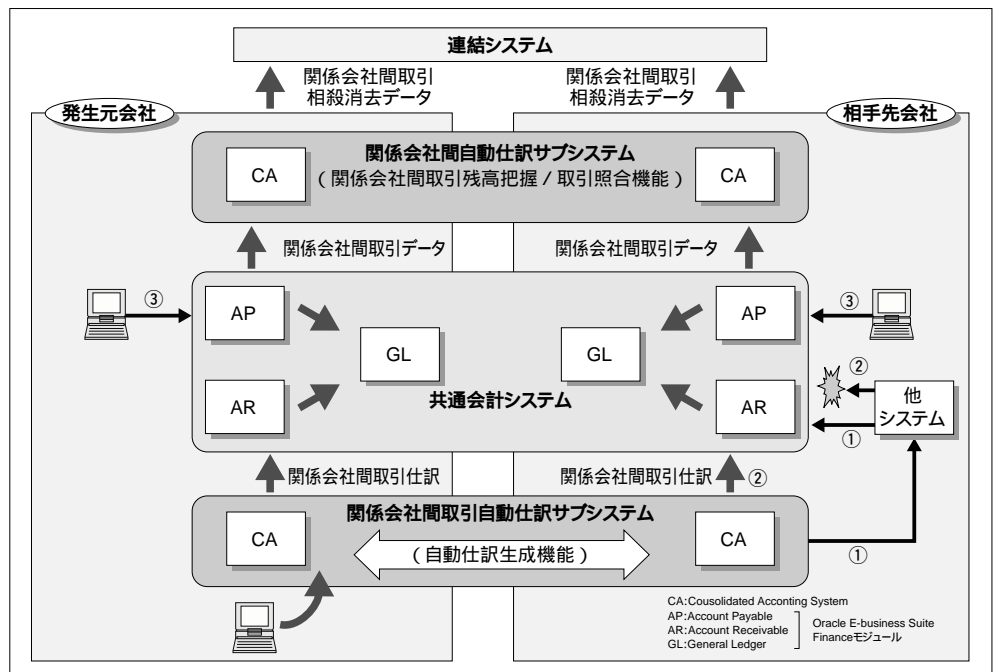


図10. 相手先会社の既存システムとの関係

夕を除外。

自動仕訳の対象から当該取引を除外。

の実現が理想的ですが、インターフェース対象のシステムが増加し、その分の追加開発が必要になるばかりでなく、新たなデータ項目が必要となることも十分に考えられます。そのため実際には、費用対効果と実現性からその対応を検討する必要があります。また、は既存システムからデータを除外してもほかの業務に支障のないことが前提となります。支障が出る場合は、既存システムの処理を現行通りとした上で会計システムへの仕訳インターフェースのみ除外することも考えられます。ただし会計システムへは自動仕訳システムからインターフェースを取るため、整合性を取る仕組みが別途必要になると考えられます。は、当該取引の金額が小さく、トランザクション量も少ない場合に考えられる対応です。また、いずれの場合も、既存システムにおいて、関係会社間取引がほかの取引と区別されていることが前提となるのは言うまでもありません。

6.2. 固定資産システムへのインターフェース

関係会社間で固定資産の売買があるような場合は、自動仕訳の対象とすることはさらに難しくなります。債務側の会社では固定資産の取得となるため、上記の例における購買システム同様に、固定資産システムへのインターフェースが必要となるでしょう。対応としては、上記 ~ と同様に考えるべきですが、のようなインターフェースを取る場合は、使用開始日・償却年数・残存価格など固定資産特有のデータ項目も必要となります。自動生成されたデータに手を加えないことを前提とするときは、こうしたデータ項目を自動仕訳パターンに設定することも検討しなければなりません。

また、連結決算処理における関係会社間の固定資産売買においては、グループ内の利益から関係会社間で計上された利益を落とすという固定資産未実現の消去処理も必要となります。従って、固定資産に関する関係会社間取引をシステム化の対象とする場合は、固定資産未実現の消去処理への機能拡張も望まれると考えます。しかし売却側の原価情報などが必要となり、システム化範囲も拡大するため、関係会社間取引の相殺処理業務とは別途検討した方がよいでしょう。

6.3. 相殺消去処理における管理セグメント

関係会社間取引に限ったことではありませんが、決算処理に必要とされているデータ項目を計上時に決定できないという問題もあります。実際に筆者が体験した例では、連結決算で管理的な切り口として必要とされたセグメントが、ほとんどの取引で入力時に決定できず、配賦処理後でなければ設定でき

ない状況でした。

管理連結という観点からセグメント別管理を行う場合、会社間と同じようにセグメント間 / 内で相殺消去処理を行うべきです。そのため、該当する関係会社間取引がどのセグメントのものであるかを把握する必要があります。連結データ収集後に配賦処理を行うことも考えられるため、一概にはいえませんが、厳密には配賦処理においても関係会社間取引を区別するような配慮が必要となるでしょう。

7. 関係会社間取引把握のための自動仕訳以外の対応策

「関係会社間取引自動仕訳」システムの目的は、連結決算処理における相殺消去処理の早期化です。最終的には相殺仕訳の自動生成も目的とすべきです。

関係会社間取引のすべてを自動仕訳できれば、正確な相殺仕訳の生成も可能でしょう。しかし、これまでの考慮点からも分かるように、相殺消去処理の対象となる関係会社間取引のすべてをシステム化することは、現実にはかなり困難です。そこで、必ずしも「関係会社間取引自動仕訳」だけが相殺消去処理を軽減するためのシステム・ソリューションではないという観点から、ほかの対応策についても考察します。

7.1. 関係会社間取引の識別とトレース機能

正確な相殺仕訳を各社の会計システムから生成するには、関係会社間取引のすべてが認識されている必要があります。関係会社間取引とそれ以外の一般の取引が合算されて会計システムに計上されることがあってはなりません。まずその点を改善していくべきです。また、発生の際に関係会社間取引として認識された仕訳で、振り替えなどの処理を行う場合は、それが関係会社間取引であるという情報を確実に引き継げる仕組みでなければなりません。

自社の関係会社間取引を識別するだけでなく、両社間の取引をひも付けする照合IDをおのおのに付与できれば、自動仕訳ではなくても適切な運用を確立するだけで、各社が把握する関係会社間取引データの精度を向上できるでしょう。もちろん自動仕訳されたデータについては、上記のすべてが満たされているはずですが。

7.2. 関係会社間取引の照合機能

各社から報告される関係会社間取引のデータ精度を上げるとともに、親会社の連結担当者による各社間の照合作業を避

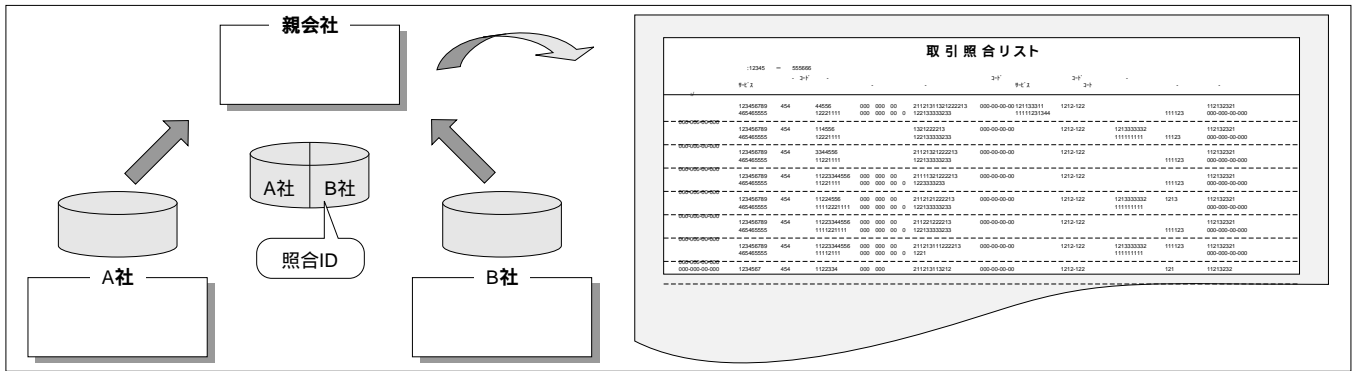


図11. 関係会社間取引の照合

けられない作業と位置付けて、それ自体の効率を高めることも対応策になると考えます(図11)。

中間/年度末決算期に集中して行われる照合作業を、月次で少しずつ行えば、作業負担を分散することが可能です。また、残高ベースではなく、取引詳細データを各社から収集し、親会社で自由に参照できるシステムが構築できれば、照合作業自体も省力化できます。さらに、入力時に両者間の取引をひも付けする照合IDが付与できない場合も、収集データに対して親会社で照合IDを付与できる仕組みがあれば、相殺消去仕訳の作成が自動化できる可能性も高まるでしょう。

8. 早期化のためのソリューション・レベル

以上の考慮点を踏まえると、関係会社間取引の相殺消去処理の早期化に焦点を当てたシステム・ソリューションとしては、下記の三つのレベルがあると考えます(図12)。

- 照合作業を軽減することによる相殺消去処理の早期化
- データ整合性の向上による相殺消去処理の早期化
- 相殺消去データの自動生成による相殺消去処理の早期化

8.1. 照合作業を軽減することによる相殺消去処理の早期化

まず、各社共通の会計システムを導入し、自動仕訳や手入力仕訳に関係なく、関係会社間取引という識別や、会社間のひも付けを可能にする照合IDを付与できる環境を提供します。さらに、各社の詳細取引を親会社で参照できるシステムを構築することで、照合作業を軽減し、相殺消去処理自体の早期化に貢献しようというものです。

これは、自動仕訳の対象となる取引が少ない場合は効果的です。ただし、照合作業をなくすという発想ではないため、早期化に向けたシステム・ソリューションの第1段階のレベルと考えます。

8.2. データ整合性の向上による相殺消去処理の早期化

その次の段階は照合作業の軽減に加え、取引の発生した両社に鏡となる仕訳を同時に計上することにより、両社が把握する関係会社間取引データの整合性を高めようというものです。

自動仕訳の対象となる取引が多いほどデータの精度は上がり、結果的に相殺消去処理の早期化に貢献できます。これを相殺消去処理早期化に向けたシステム・ソリューションの第2段階のレベルと考えます。

8.3. 相殺消去データの自動生成による相殺消去処理の早期化

最終段階は関係会社間取引だけでなく、相殺仕訳についても自動生成し、連結決算システムにインターフェースを取ることにより、相殺処理業務そのものを省力/自動化しようというものです。

相殺処理の完全な自動化のためには、すべての関係会社間取引が両社で同じように認識されている必要があります。実現にはさまざまな課題がありますが、特定の勘定科目だけでも実現できる条件が整えば、相殺消去処理の省力化に大きく貢献できます。相殺消去処理の自動化は、早期化の究極の形であることから、相殺消去処理早期化システム・ソリューションとしては最終レベルと考えます。

9. おわりに

連結決算において、各社から報告される関係会社間取引に巨額の差異が生じているような現状が既に存在する場合は「関係会社間取引自動仕訳」システムの提案は、連結決算早期化の即効果とはならないかもしれません。

仮に差異の原因が各社の経理処理の違いによるのであれば、システム化が実現しなくても、経理処理を統一し、個別の取引について経理処理規定を整備するという業務的な改革によって、格段の改善が見られるはずです。また、もし差異

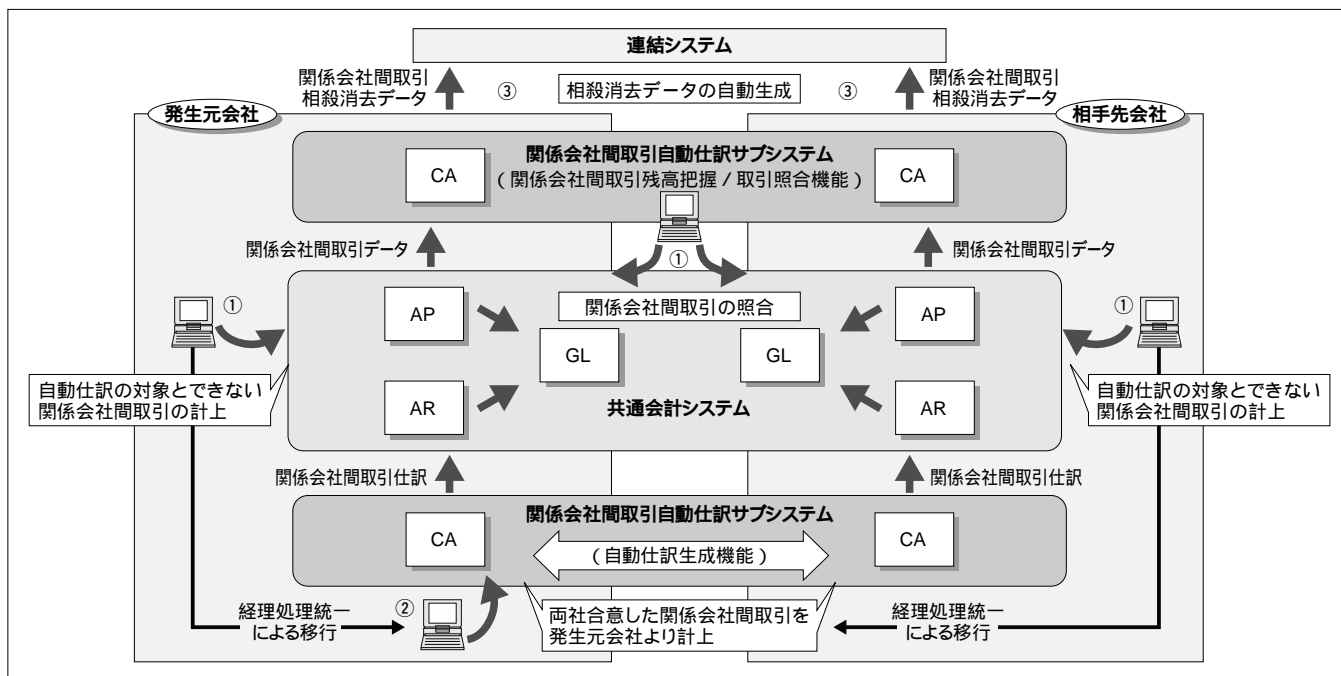


図12. 関係会社間取引自動仕訳概念図

の原因が各社の会計システムにおいて関係会社間取引を識別できないために起こる問題であれば、それが可能な会計システムを各社に展開し、共通化していくことによってやはり改善されるはずで

そうした状況下では「関係会社間取引自動仕訳」システムはいわば二次のシステムであり、グループ内で経理処理が統一され、各社の会計システムで関係会社間取引を把握できるようになって初めて効果を発揮すると考えられます。ただ「関係会社間取引自動仕訳」システム検討がきっかけとなって、このような原因が明確になり、整備されていくことは事実です。安易に「関係会社間取引自動仕訳」を提案すべきではありませんが、システム・ソリューションとしては、第3段階レベルに近づけていくためのアプローチを行うべきです。

連結決算早期化のソリューションとして関係会社間取引の相殺消去処理に焦点を当てたシステム構築を考えているプロジェクトがあるようでしたら、今回取り上げた考慮点を検証していただければ幸いです。

(ページ数および表記上の観点から、著者の了解を得て編集部にて手を入れてあります)

[参考文献]
 [1] 荒川 進、宮村 和哉『やさしくわかる連結決算』日本実業出版社、1999年
 [2] 熊野 実夫 監修『会社経理 実務辞典』日本実業出版社、2000年